

南三陸町告示第47号

南三陸町公式ホームページ更新業務公募型プロポーザル方式実施要領を次のように定める。

平成24年7月19日

南三陸町長 佐藤 仁

南三陸町公式ホームページ更新業務公募型プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、南三陸町公式ホームページ更新業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、業務履行能力及び企画提案に優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格要件)

第2条 プロポーザルへの参加を申し込む者（以下「申込者」という。）に必要な資格要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間にある者でないこと。
- (5) 過去3年以内において、地方公共団体又は民間企業におけるCMSホームページの導入及び保守実績を有していること。

(プロポーザルへの参加申込)

第3条 申込者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号。以下「参加申込書」という。）に必要な事項を記載し、別に定める期限までに町長に提出しなければならない。

2 前項の提出は、持参又は郵送に限るものとし、郵送の場合にあっては、所定の期限までに到着したものに限り、これを受け付けるものとする。

(参加申込書への添付書類)

第4条 参加申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申込者に係る法人の登記事項証明書
- (2) 導入実績書（様式第2号）

(参加資格の有無の確認)

第5条 町長は、提出のあった参加申込書に記載された内容を整理し、プロポーザ

ルへ参加する資格（以下「参加資格」という。）の有無に関し確認するものとする。

（参加資格の確認通知）

第6条 町長は、前条の確認を終えたときは、申込者に対し、プロポーザル参加資格確認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の通知において、参加資格を有しないとされた申込者は、町長に対し、書面により、参加資格を有する者と認められなかった理由の説明を求めることができる。

（プロポーザルへの参加の辞退）

第7条 申込者は、いつでもプロポーザルへの参加を辞退することができる。

2 プロポーザルへの参加を辞退しようとする申込者は、プロポーザル参加辞退届（様式第4号）により、直ちに町長に届け出なければならない。

3 前項の届出は、持参又は郵送に限るものとする。

（業務提案書の提出）

第8条 第6条第1項の通知（参加資格を有すると認めた旨の通知に限る。）を受けた申込者（以下「有資格申込者」という。）は、一次審査提出書類として業務提案書を作成し、別に定める期限までに町長に提出しなければならない。

2 業務提案書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

（1） 会社概要

ア 本社、支社、営業所等の状況

イ 業務内容、従業員数等

ウ 会社の財務状況を表す書類（直近2年間の損益計算書、貸借対照表その他必要と認める書類）

（2） 企画提案書及び見積提案書

ア 南三陸町公式ホームページ更新業務仕様書に基づいた企画提案書

イ 更新業務及び保守に係る見積提案書（様式第5号）

（3） その他更新業務に係る追加提案等

（業務提案書の作成に係る質問の受付）

第9条 有資格申込者は、業務提案書の作成に当たり質問がある場合は、質問書（様式第6号）を提出することにより、町長に対し、質問することができる。ただし、質問書の提出は、業務提案書の提出期限の前日までに限り、行うことができる。

2 前項の提出は、持参、郵送又はファクシミリに限るものとする。

（質問への回答）

第10条 町長は、提出のあった質問書に記載された内容に関し、速やかに当該質問書を提出した有資格申込者に対し、回答するものとする。

2 前項の回答は、書面によるものとし、原則としてファクシミリ送信により行うものとする。

3 町長は、第1項の回答を終えた後においては、質疑応答の概要について南三陸町復興企画課前に掲示し、公表するものとする。

(業務提案書及び二次審査の評価等)

第11条 第8条により提出のあった業務提案書の評価及び第14条で定める二次審査の評価は、南三陸町公式ホームページ更新業務受託候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、南三陸町公式ホームページ更新業務公募型プロポーザル評価基準書(別表第1)に基づき評価する。

2 評価委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(一次審査)

第12条 一次審査は、評価委員会において、第8条により提出のあった業務提案書の審査を行い、その評価結果を町長に報告するものとする。

2 一次審査の合格者は、3社以内とする。

(一次審査の結果通知)

第13条 町長は、一次審査の評価結果に基づき、有資格申込者に対し、一次審査結果通知書(様式第7号)により通知するものとする。この場合において、不合格となった有資格申込者については、その理由を付するものとする。

2 前項の規定により不合格となった旨の通知を受けた有資格申込者は、町長に対し、書面によりその理由の説明を求めることができるものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた有資格申込者に対し、書面により回答するものとする。

(二次審査)

第14条 一次審査に合格した有資格申込者に対し、二次審査としてデモンストラーションを実施するものとする。

2 二次審査の日程及び場所は別に定め通知する。

3 二次審査は、評価委員会において審査を行い、一次審査の評価を含めた総合的な評価結果を町長に報告するものとする。

(受託候補者への通知等)

第15条 町長は、前条第3項の報告に基づき、当該報告において最も優れた企画提案であるとされた者を南三陸町公式ホームページ更新業務受託候補者(以下「受託候補者」という。)として選定するものとする。

2 前項により受託候補者を選定したときは、当該受託候補者に対し、南三陸町公式ホームページ更新業務受託候補者選定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(非選定結果の通知等)

第16条 町長は、受託候補者として選定しなかった者(以下「非選定者」という。)に対し、南三陸町公式ホームページ更新業務受託候補者非選定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、町長に対し、書面により、非選定となった理由の説

明を求めることができる。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた非選定者に対し、書面により回答するものとする。

(参加資格確認等の取消し)

第17条 町長は、次に掲げる事由が生じた場合、有資格申込者又は受託候補者としての決定を取り消すことができる。

(1) 業務提案書の作成に関し、不正行為があった場合

(2) 第2条に規定する資格要件を満たさないこととなった場合

(次順位以下の者との交渉)

第18条 町長は、受託候補者が何らかの理由により本業務を実施できないこととなったときは、第11条第1項の評価において次順位以下となった者と本業務の委託に関し交渉を行うことができる。この場合において、交渉は、順位が上位であった者から順に行うものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月19日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成24年8月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第11条関係）

南三陸町公式ホームページ更新業務公募型プロポーザル評価基準書

1 一次審査の基準

評価項目	審査項目、基準等
企画提案書	仕様書に定めた要件の実現度及び対応状況等を審査し、技術評価点の数式により点数化する。 <ul style="list-style-type: none">・本業務に対する理解・取組みについて・業務内容（仕様書に定めた要件）について・保守・サポートについて・セキュリティ対策について・追加提案について
見積提案書	仕様書に基づいた見積提案金額が適正かどうかを審査し、価格評価点の数式により点数化する。

2 二次審査の基準

- (1) デモンストレーションは、仕様書に定めるシステム要求事項の詳細説明や企画提案を補完する説明、追加提案、アピールしたい点等について説明を行うこと。
- (2) トップページのサンプル画面を制作し、企画・デザイン等の提案コンセプトについて説明すること。
- (3) 提案するCMSシステムの簡易デモンストレーション（コンテンツの入力、更新、公開、印刷等）を行うこと。

評価項目	審査項目、基準等
デモンストレーション	デモンストレーションを審査し、技術評価点の数式により点数化する。 <ul style="list-style-type: none">・仕様書に定めるシステム要求事項の技術説明・CMS簡易デモンストレーションの審査・企画・デザイン等の提案コンセプトの審査・企画提案書を補完する説明及び追加提案の審査・データ移行及び保守業務に係る詳細説明

3 総合評価点

価格評価点 + 技術評価点（企画提案書 + デモンストレーション）

様式第1号（第3条関係）

プロポーザル参加申込書

年 月 日

南三陸町長 様

所在地

名称

代表者

⑩

電話番号

年 月 日に公告のあった南三陸町公式ホームページ更新業務のプロポーザルに参加したいので、下記関係書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書及び添付する関係書類に記載の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 法人の登記事項証明書
- 2 関連業務実績書

様式第2号（第4条関係）

業務実績書

所在地
名称
代表者
電話番号

⑩

1	業 務 名	
2	発 注 者	
3	契 約 金 額	
4	契 約 期 間	
5	導入したCMSの名称	
6	導 入 形 態	(WEBサーバの取り扱い等)
7	更 新 業 務 の 概 要	(業務概要等)
8	保 守 業 務 の 概 要	(保守概要等)

注

- (1) 過去3年以内に完成した地方公共団体又は民間企業のホームページ更新・再構築業務の実績（3件以上）について、記載すること。
- (2) 告示において明示した資格があると判断できる必要最低限の具体的項目を記入すること。
- (3) 更新・再構築業務後の保守実績について、具体的に記入すること。

様式第3号（第6条関係）

プロポーザル参加資格確認通知書

番 号
年 月 日

名 称
代 表 者 様

南三陸町長 印

年 月 日付けで申込みのあった南三陸町公式ホームページ更新業務
のプロポーザルへの参加資格については、下記のとおり確認しましたので、通知
します。

記

参加資格の有無	有 ・ 無
摘 要	参加資格がないと認めた理由

様式第4号（第7条関係）

プロポーザル参加辞退届

年 月 日

南三陸町長 様

所在地
名称
代表者
電話番号

⑩

年 月 日付けで申し込んだ南三陸町公式ホームページ更新業務のプロ
ポーザルへの参加について辞退したいので、届け出ます。

様式第5号（第8条関係）

見積提案書

所在地
 名称
 代表者
 電話番号

⑩

1 導入・構築経費

単位：円（税抜き）

項目	金額	備考欄
再構築計画等		
企画・デザイン		
コンテンツ制作		
CMSの導入		
データ移行・適用作業		
WEBサーバの運営管理		平成25年3月末までの経費
操作研修		
プロジェクト管理		
その他経費		
合計		

2 保守経費

単位：円（税抜き）

項目	H25	H26	H27	H28	H29	合計
サーバ保守・維持管理 （ハードウェア保守）						
CMSサポート費 （ソフトウェア保守）						
運用サポート費						
その他経費						
合計						

3 参考 ホスティングサービス経費

単位：円（税抜き）

項目	H25	H26	H27	H28	H29	合計
ホスティング経費						

様式第6号（第9条関係）

質 問 書

年 月 日

南三陸町長 様

所在地
名称
代表者
電話番号

⑩

質問事項	回 答

様式第7号（第13条関係）

一次審査結果通知書

番 号
年 月 日

名 称
代 表 者 様

南三陸町長 印

南三陸町公式ホームページ更新業務に係る一次審査の結果については、下記のとおりとなったので、通知します。

記

一次審査結果理由	合格 ・ 不合格
	不合格と認めた理由

様式第8号（第15条関係）

南三陸町公式ホームページ更新業務受託候補者選定通知書

番 号
年 月 日

名 称
代 表 者 様

南三陸町長 

本町が実施した南三陸町公式ホームページ更新業務公募型プロポーザルにおいて、各申込者の提案の内容について厳正に審査した結果、貴社の提案が最も優れていると評価し、南三陸町公式ホームページ更新業務受託候補者として選定しましたので、通知します。

なお、今後における手続等については、改めて連絡します。

様式第9号（第16条関係）

南三陸町公式ホームページ更新業務受託候補者非選定通知書

番 号
年 月 日

名 称
代 表 者 様

南三陸町長 

本町が実施した南三陸町公式ホームページ更新業務公募型プロポーザルにおいて、各申込者の提案の内容について厳正に審査した結果に基づき、下記の者を受託候補者として選定しました。

この度のプロポーザルに参加いただきましたこと、御礼申し上げます。

記

受託候補者として選定した者